

学長選考委員会運営細則

第一章 総則

第一条 この細則は、学長選考委員会運営規程第十五条に基づき、学長選考委員会の円滑な運営のために必要な事項を定める。

第二条 以下の条文において、省略した表現を次の如くに用いる。

- 一 学長選考委員会を「委員会」とする
- 二 学長選考委員会規程を「委員会規程」、学長選考委員会運営規程を「運営規程」、学長選考委員会運営細則を「細則」とする
- 三 「委員会規程」第三条第1項の委員のうち、大学側から選ばれる委員を「学内委員」、学園側から選ばれる委員を「学外委員」とする
- 四 「委員会規程」第三条第2項の委員を「有識者委員」とする

第三条 委員会は、機構上大学にも学園にも関連を有する組織であるが、その目的に照らして、自律して運営される。

第四条 委員会は、扱う議事の性質上非公開とする。

- 2 委員会は、その議事に関して、規程に定めのある決定事項以外は、開催日と審議議題を公開するに止める。
- 3 委員は、前項の趣旨に従って、議事内容に関し会議外での発言に配慮する。
- 4 委員会の年度末の活動報告は、理事長及び学長に対して行い、委員会開催日時と審議議案の記録を以て代える。

第五条 委員会において、委任状、書面投票は認めない。

第六条 委員会は、年に三回、四月、九月、三月に開催することを定例とする。学長選考の事由又は解任の事由が生じたときはこの限りではない。

- 2 年度最初の委員会においては、その年度の委員会及び学長施策などの課題を確認する。
- 3 年度半ばの委員会においては、学長の大学運営などの中間的な評価・点検を行う。
- 4 年度最後の委員会においては、年間の学長の大学運営及び委員会の活動の問題点等を点検・評価する。
- 5 委員の交代があった場合は、直近の委員会において改めて委員長の互選を行う。但し、委員会規程第三条第4項に抵触しない限り再任は妨げない。

第七条 委員会の会議記録は、第四条第1項の趣旨に従い、前条第1項前段の場合は事務職員が作成し、同後段の場合は適宜記録者を定め、それぞれ次回の委員会で確認する。

第八条 委員会の招集は、委員長があらかじめ議案と資料を付して、会議2週間前をめどに行う。但し、議案により緊急を要する場合はこの限りではない。

第九条 委員長は、学外委員から議案を提示して開催の要請があった場合、遅滞なく開催の手続きを取らなければならない。この学外委員には有識者委員を含める。

2 委員長は、学内委員二名から議案を提示して開催の要請があった場合、前項と同様に対処する。

第二章 学長選考

第十条 学長選考の事由が、運営規程第二条第1項第一号の場合、任期の最終年度当初から、委員会規程に基づく工程表に従い選考作業を行う。

第十一条 学長選考の事由が、運営規程第二条第1項第二号又は第三号の場合、運営規程第二条第2項に従い、選考を開始すべき時期からすみやかに終了するよう、事由に応じた工程表を作成するものとする。

第十二条 委員会は、前条、前々条において円滑な選考の準備のため必要がある場合、委員の一部から成る作業班を組織し、工程表の作成その他の作業を行わせることができる。

第十三条 委員が、学長選考の候補者になった場合は、当該委員は辞任し、委員会はその委員の資格を基礎付ける組織体に対して、直ちに交代の委員の選出を要請する。

第十四条 委員会は、委員会規程第七条、第八条及び第十条に規定されている、「学内外に公表する」ことが定められている事項については、内容及び文言等に関して特に慎重を期すものとする。

2 前項における公表の方法としては、大学ホームページ上を基本とするが、学園広報誌、その他マスメディアへの情報提供によることも可能とする。

第三章 学長の業務執行状況の点検、その他

第十五条 委員会は、運営規程第八条に従い、学長の日常的職務遂行状況につき、定例の委員会において文書もしくは口頭で学長に報告を求める。

2 前項においては、特に「学長及び副学長の職務及び任期、並びに学部長及び部館長等の任期及び選任等に関する規程」第三条各号に規定する行為及び学外での業務、活動について点検するものとする。

第十六条 委員会は、前条第2項の事項につき、必要と認めれば、運営規程第九条に基づき、学長の委員会への出席を求め、直接質すことができる。

第十七条 委員会は前条、前々条の点検に当たって、必要に応じて委員の一部から成る調査班を組織し、運営規程第九条に基づき、調査を行うことができる。

第十八条 委員会は、運営規程第十条に基づき、学長に対し何らかのは正等の勧告を行う必要があると認めた場合、委員長名でそれを行う。

2 勧告は文書により行う。文書の書式などについては別に定める。

第十九条 委員会は、相当の時間において、前条の勧告に対する学長の対応を評価する。

第二十条 委員会は、運営規程第十一条に規定する事由が生じた場合、委員会規程第三条第2項に規定する有識者委員を先ず選定した後、有識者委員と共に審議を行うものとする。

第二十一条 前条の有識者委員は、委員会が運営規程第十三条に従って副学長を新学長に選任するに際し、そのまま新学長選任の審議に加わるものとする。

第二十二条 この細則の運用の解釈は過半数の多数決で委員会が行う。賛否同数の場合は、委員長は採決に加わらず、その最終的解釈は、大学評議会が行う。

第二十三条 この細則の改正は、委員会の発議に基づき、大学評議会規程第十三条第2項により行う。

附則

この細則は、平成28年9月15日制定し、同日施行する。